

亀岡市男女共同参画計画 (素案)

令和2年11月

亀 岡 市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 男女共同参画をめぐる動き	4
3 計画の位置づけ	7
4 市民意識調査の概要	7

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	10
2 基本目標	11
3 基本的視点	11
4 計画の期間	12
5 計画の体系	14

第3章 基本目標と重点プラン

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けてのシステムづくりと意識改革	18
重点プラン1 男女共同参画意識づくりの推進、生涯学習の推進	18
重点プラン2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	23
基本目標2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり	27
【女性活躍推進計画】	
重点プラン3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	27
重点プラン4 就労の場における男女共同参画の推進	32
重点プラン5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） を実現できる環境づくり	37
重点プラン6 ハラスメント防止に向けた取組の実施	41
基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり	43
重点プラン7 男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進	43
重点プラン8 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人々への支援	46
重点プラン9 生涯にわたる健康の保持と促進	48
重点プラン10 LGBTQ（性的マイノリティ）への理解促進と支援	51
重点プラン11 多文化共生社会の推進	54

基本目標4	あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり	56
【DV対策基本計画】		
重点プラン12	暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり	56
重点プラン13	DV被害者への相談や支援の強化	60
基本目標5	市民と行政の協働による男女共同参画の推進	63
重点プラン14	男女共同参画の実効性の確保	63
重点プラン15	男女共同参画事業の周知	65

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

性別にとらわれず、誰もが自分の意志で参画できる社会に向けて

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」です。

このような社会の実現に向けて、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見・固定概念、アンコンシャス・バイアス*を植え付けず、押し付けない取組をとおして、男女ともに意識を変えていくことが重要です。

女性の活躍を推進するには、女性も男性も共に意識変革が必要

平成 27 年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ること」が目的とされています。女性が活躍するためには、「女性の昇進意欲」を言い訳にせず、能力に応じて昇進させるフェアな男性リーダーが増えることが必要です。

多様な性を理解し、認め合う社会へ

性的マイノリティの方たちは、民間の調査によると人口の約 5~8%であると推定されています。「SOGI*」と表現される性的指向と性自認や性別表現は、人間本来がもつ多様性の一つであり、誰からも押し付けられるものではありません。しかし、性の多様性について社会的な理解が十分に深まっていないためさまざまな困難に直面しています。こうした課題を解消していくため、多様な性を理解し、お互いを認め合う社会の実現に向けて積極的な取組が必要です。

女性に対する暴力の根絶に向けて

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV*防止法）」の施行により、本市においても、配偶者や交際相手からの暴力の根絶に向けて様々な機会を通じ意識啓発や相談体制の充実に努めてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭内の暴力が顕在化し、精神的な暴力を含め、配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加しています。また、若年層への性暴力被害も発生しており、こうした課題は、被害者支援だけでは根絶できるものではなく、「加害者にならない」という視点も含めた対策をしていく必要があります。

理念の実現に向けて成果が出せる計画へ

2011（平成23）年度から2020（令和2）年度までの10年間を計画期間とする「ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～」を策定し、「性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられるまち 亀岡」を基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指した施策を進めてきました。

前計画の実績としては、各種講座や相談事業の充実、市民参画事業「ゆう・あいフォーラム」の充実、「イクボス宣言」等、一定の成果を上げました。

しかし、53の成果指標のうち、達成できたのは29となっており、課題解決を十分に行えたとは言えません。また、市内事業所に向けた取組や市民や市民団体に対しても連携や協力が不十分でした。本計画は、このような課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて施策の内容などを見直し、前計画の取組を継承・発展させつつ2030年度までの新たなプランとして「ゆう・あいプラン～亀岡市男女共同参画計画～（仮）」を策定します。

※性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」といった、性別によって役割を決めつける意識のこと。

※アンコンシャス・バイアス：「男性は女性よりも運転が上手」など、今までの生活や習慣で無意識にできている考え、偏見のこと。

※SOGI：Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）の頭文字をとった表現。

※DV：「ドメスティックバイオレンス」の略。配偶者や恋人など、親しい関係の人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的、性的、経済的、社会的な暴力もある。

2 男女共同参画をめぐる動き

(1) 国の動き

1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けて、施策の推進や法整備を図っています。

- ① 第4次男女共同参画基本計画（2015（平成27）年12月制定）
 - ・女性の活躍推進のため、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから男性中心型労働慣行等を変革
 - ・あらゆる分野の女性参画拡大に向けた、積極的な女性採用・登用の推進
 - ・困難な状況に置かれている女性の支援や女性に対する暴力根絶に向けた取組の強化
 - ・防災・復興対策に男女共同参画の視点の導入等

- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015（平成27）年8月制定）
【女性活躍推進法】
 - ・女性の活躍を促すために、国や地方公共団体・企業が行うべき事業主行動計画の策定の義務付け。
 - ・地方公共団体には、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を求める。
 - ・2019（令和元）年5月に一部改正され、行動計画策定義務の対象が中小企業にも拡大。

- ③ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（2018（平成30）年5月制定）
 - ・国会や地方議会において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す等を基本原則とし、国や地方公共団体の責務等を定める。

- ④ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2001（平成13）年4月制定）
【DV防止法】
 - ・配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることが目的。
 - ・2019（令和元）年6月に児童虐待防止法等の一部改正が成立し、その中で、DV防止法も改正され、配偶者暴力相談支援センターと相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されることとなる。

(2) 府の動き

2004（平成 16）年 4 月に「京都府男女共同参画推進条例」を制定し、男性も女性も、その持てる力を最大限に生かすことができる心豊かで活力ある京都府の実現に向けて男女共同参画の推進に努めています。

① KYOのあけぼのプラン（第3次）—京都府男女共同参画計画—（2011（平成 23）年 3 月策定）

・「あらゆる分野における女性の活躍」

政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

家庭・地域・働く場・男性の課題に対応した男女共同参画の推進

仕事と生活の調和の推進

・「多様な立場の府民の安心・安全な生活の実現」

貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備

女性に対するあらゆる暴力の根絶

生涯を通じた男女の健康支援

・「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」

男女共同参画についての理解促進と教育・学習の充実

ライフスタイルに応じた子育て支援等の充実

男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立（後期施策）

② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画

（2006（平成 18）年 3 月策定）

・配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた取組を通して、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図る。

・その後の地域の実情や課題に応じた対策をするため改正が重ねられている。

③ 京都女性活躍応援計画（2016（平成 28）年 3 月策定）

・働きたいという希望を持ちながらも働くことができない女性や職場でのステップアップを希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性とその思いを叶え、ひいては、男女が共に多様な生き方・働き方を実現することにより、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。

(3) 市の動き

2002（平成 14）年 12 月に、「亀岡市男女共同参画条例」を制定し、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んでいます。

2011（平成 23）年 3 月には、「ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～」を策定し、一人ひとりが性別に関わりなく尊重され、力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、効果的な施策を推進してきました。

① 亀岡市イクボス宣言（2016（平成 28）年 11 月宣言）

- ・「イクボス」とは、「ワーク・ライフ・バランス」のとれた働き方をすすめ、部下の育児や介護への積極的な参画を促すことで、「性別にとらわれず能力が発揮できる男女共同参画の職場づくり」と「地域ぐるみの子育て支援」に取り組む上司のこと。
- ・「イクボス・プロジェクト」とは、性別にとらわれず能力が発揮でき、男女がともに働きやすい男女共同参画の職場づくりを目指すため、亀岡市から市内企業・事業所に広く展開する取組。

② 亀岡市パートナーシップ宣誓制度（2021（令和 3）年 3 月制定）

- ・性的指向や性自認といったジェンダー表現は、人間本来の多様性の一つであるが、社会的な理解が十分深まっていないため、依然、性的マイノリティの方々が困難な状況におかれている。
- ・性的マイノリティの方々がその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて実施。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」（1999年（平成11年）制定）第14条第3項に基づいて策定しており、国の「第4次男女共同参画基本計画」、府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）ー京都府男女共同参画計画ー」の基本的考え方や男女共同参画に係る市民の意識と実態調査を踏まえ策定しています。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定める市町村基本計画として位置づけています。

また、「第5次亀岡市総合計画」を上位計画とするとともに、関連諸計画との整合性を図ります。

4 市民意識調査の概要

本計画の策定にあたっては、2019（令和元年）10月に実施した「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」の結果を反映しています。対象者や回収率等は以下のとおりです。

調査対象者	市内在住の満20歳以上の市民
対象者数	1,000人
調査方法	郵送による配布・回収（インターネット回収を含む）
調査期間	2019（令和元）年10月1日から10月24日
回収数・回収率	343通（有効回収率34.3%）
調査項目	(1) 回答者の属性 (2) 男女平等意識について (3) 家庭生活・子育てについて (4) 仕事について (5) 配偶者・恋人等からの暴力について (6) 社会活動への参加について (7) 災害について (8) 男女共同参画のに関する施策について (9) 男女共同参画の推進について

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会とは、一人ひとりが、性別にかかわらず互いを認め、協力しながら喜びや責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らすことができる社会です。

難しく考えられがちですが、『**女性だから、男性だから、という理由だけでしたいことができなったり、特定の仕事や役割が偏っていたりする社会ではなく、女性も男性も自分の意志で社会に参画し、互いに支えあいながら、自分らしく力を発揮できる社会**』だと考えれば、男女共同参画社会がより身近に感じられるのではないのでしょうか。

本計画では、女性、男性といった性別にとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、以下の基本理念を設定します。

基本理念

性別にとらわれず、
誰もが自分らしく
生きられるまち 亀岡



2 基本目標

本計画では、国の動きや社会情勢、「ゆう・あいステッププラン」における現状と課題を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本目標を以下の5つとします。

また、基本目標に重点プランを掲げて、各分野にわたり様々な施策を推進します。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けてのシステムづくりと意識改革

基本目標2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり【女性活躍推進計画】

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本目標4 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり【DV対策基本計画】

基本目標5 市民と行政の協働による男女共同参画の推進

3 基本的視点

基本理念を実現するために、前計画の基本的視点である「男女共同参画への理解と行動の促進」「個の尊重・自己実現できる豊かな社会」「市民と行政の協働」を踏まえ、さらに施策を推し進めるために、「多様性の尊重」、「暴力の根絶」という2つの考え方も加えて、次の4つの基本的視点（施策の基本となる方向性や考え方のこと）として整理しました。

（1）性別にとらわれず、一人ひとりが行動を起こす

男女共同参画社会に向けて、その「意識」の高まりはあるものの、実際の「行動」にはつながっていません。性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが社会に参画していく必要があります。中でも、男性の意識と行動の転換を促すことで、男性中心型労働慣行を改善し、性差による偏りのない社会を実現していく必要があります。

(2) 多様性や一人ひとりの人権を尊重する

多様性を尊重した社会を目指すには、性のあり方や働き方、価値観など様々な課題があり、「生きづらさ」を抱えながら暮らしている人たちへの気づきが必要となります。女性活躍推進をはじめ、パートナーシップ宣誓制度など多様性の実現に向けた取組を進めることで、社会的理解も深まり、誰もが自己実現ができる社会につながります。また、多様な人たちの意見が反映される社会にするという視点を踏まえて実施します。

(3) 差別をなくし、暴力を許さない

暴力が起こる根底には、男女の社会的地位や、経済力の格差からくる上下関係などによる支配関係があり、決して対等な関係ではありません。男女共同参画社会の実現のためには、差別や暴力をなくさなければなりません。また、差別や暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。被害者の立場に寄り添い、自立支援に向けたサポートをする必要があります。

(4) 市民との協働、関係機関との協力や連携の強化

男女共同参画推進に向けて効果的な施策を行うためには、市民との協働や各種団体・組織との協力や連携が必要です。多様な人材とつながることで、男女共同参画社会の実現のための取組を推進します。

4 計画の期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間とし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて施策や取組等について見直しを行います。

5 計画の体系



第 3 章

基本目標と重点プラン

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けてのシステムづくりと意識改革

重点プラン 1 男女共同参画意識づくりの推進、生涯学習の推進

現状・課題

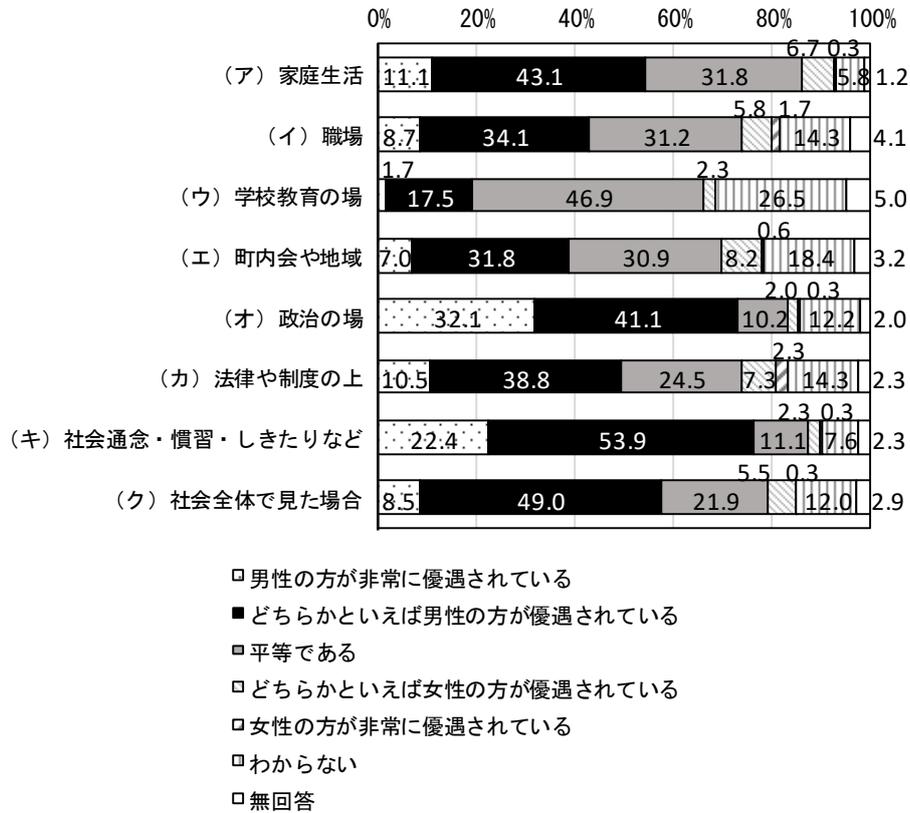
男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを行ってきましたが、社会全体が変化するまでには至っていません。

意識調査では、社会のあらゆる分野で男性が優遇されていると感じている人の割合は依然高く、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」が76.3%、「政治の場」が73.2%、「男性の方が優遇されている」と回答しており、不平等感が高くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される固定的な性別役割分担意識は解消されつつあります。しかし、長年にわたり人々に形成されたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）がまだまだ存在する中で、社会制度や慣行の見直しにつながる取り組みを幅広い年齢層に広げていくことが求められます。



図 分野別の男女平等感



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

ホームページや広報紙などあらゆる媒体を通じ男女共同参画社会に関する広報活動を行い、男女共同参画社会についての理解を促進します。

また、講座などの学習機会を活用し、幅広い年齢層を対象に、固定観念にとらわれた社会制度や慣行の見直しにつながる、わかりやすく、実践的な啓発活動を充実します。

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策1 性別役割分担・差別意識に基づいた制度や慣行の見直し			
1	男女共同参画意識調査	男女共同参画社会の実現に向けて、その浸透の確認、分析・把握するため、市民意識調査を実施し、調査結果の公表を行います。(令和6年度、令和11年度)	人権啓発課 継続
施策2 制度・慣行の見直しに向けた啓発、情報提供			
2	市広報媒体を通じた啓発・情報提供	男女共同参画にかかる啓発事業等について、広報紙、ホームページ、SNS等において特集記事、イベント告知記事等を掲載します。	秘書広報課 継続
3	情報紙「ゆう・あいネット」の発行	市民公募の編集委員と協力し、わかりやすく、親しみやすい情報紙を作成します。市ホームページやSNSへの掲載等、さまざまな媒体により、市民に男女共同参画に関する情報を提供します。	人権啓発課 継続
4	関連図書・資料の収集と提供	男女共同参画のテーマの図書展示及び目録作成を行い、図書館内で配布します。また、男女共同参画などに関する最新の本を市民に提供するために収集します。	図書館 継続
5	啓発ビデオの貸出、情報提供	人権啓発教材の貸出等を通じて、性別にかかわらず、その個性と能力が十分発揮でき、多様な生き方ができる社会を目指して意識啓発を行います。	社会教育課 継続
施策3 男女共同参画による行政運営のための職員の意識改革			
6	市職員の研修の充実	人権研修の中で男女共同参画にかかる研修を実施します。	人事課 継続
施策4 男女共同参画社会づくりに向けた生涯学習の推進			
7	ゆう・あいセミナーの開催	一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催します。	人権啓発課 継続

事業		事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
8	生涯学習ゆう・あい賞顕彰制度の実施	一人ひとりが互いに認め合い尊重し合う生涯学習のまちづくりを進め、男女共同参画社会の発展に大きく寄与している個人または団体を表彰します。	市民力推進課	継続
9	人権教育講座の開催	男女の個人としての尊厳が重んじられる、また、男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催し、自分自身の生活と関わった「気づき」と「行動」につながるような講座を開催します。	社会教育課	継続
10	出会い・発見・共生 人権を考える 亀岡市女性集会の開催	同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など様々な人権問題への理解と認識を深め、「人権尊重」のまちづくりを目指す集会を開催します。	社会教育課	継続
施策5 男女共同参画社会の視点に立った市の刊行物発行の推進				
12	市の広報媒体をジェンダーに敏感な視点で点検する体制の整備	本市の広報媒体で発信する内容がジェンダーに敏感な視点に立ったものになるよう内容をチェックするとともに、広報広聴主任会議を通じてチェック方法等を周知します。	秘書広報課	継続
13	ジェンダーに敏感な視点による市の公文書の点検	公文書作成において、ジェンダーに敏感な視点で適切な表現に努めるため、文書取扱主任会議を通じて職員への周知を図ります。	総務課	継続
施策6 リテラシーの育成				
14	法令等の理解促進（リーガルリテラシー※）	男女共同参画に関連の深い法律等について、市ホームページや情報紙への掲載、関連セミナーの開催等において、市民の意識啓発及び理解の促進を図ります。	人権啓発課	継続
15	メディアを主体的に読み解く力（メディア・リテラシー※）に関する学習事業	メディアが発信する情報を男女共同参画の視点で読み解き、能動的にメディアと関わる能力の育成のため、その学習機会の提供と情報提供を行います。	人権啓発課	継続

新規：新たに取り組む事業

充実：以前から実施している事業で、拡充するもの

継続：以前から実施している事業で、引き続き事業を継続するもの

※リーガルリテラシー：法律や条例、条約などの法的知識を習得し、理解し、主体的に活用することができる力のこと。

※メディア・リテラシー：メディアの内容を読み解き、主体的に選択し、活用できる能力。

個人や家庭の役割

- 男性らしさ、女性らしさという固定観念にとらわれていないか、見直しましょう。
- 家庭で性別による役割分担がされていないか確認し、見直しましょう。
- 性別にかかわらずお互いを尊重し、助け合いましょう。
- 性別により、特定の仕事や役割が一方の性別に偏らないようにしましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- どちらかの性別に偏って地域の役員を担うような慣習・慣行を見直しましょう。
- 男性も女性も同じように参加できる地域活動にしましょう。

【事業者】

- 性別によって役割を分けている現状があれば見直しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
「男は仕事、女は家庭のことを主に担う」という考え方に、同感しない市民の割合【人権啓発課】	56.9%	60%
広報媒体への特集記事としての掲載回数【秘書広報課】	年1回	年1回以上
男女共同参画に関する図書の購入冊数【図書館】	年25冊	年25冊
男女共同参画に関する図書の展示の実施回数【図書館】	年2回	年2回
男女共同参画やジェンダーを意識したお話会の実施回数【図書館】	年1回	年1回
男女共同参画にかかる研修の実施回数【人事課】	年1回	年1回以上
ゆう・あいセミナーの開催回数【人権啓発課】	—	年2回以上
広報広聴主任に対する周知回数【秘書広報課】	年1回	年1回
文書取扱主任に対する周知回数【総務課】	年1回	年1回

重点プラン2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

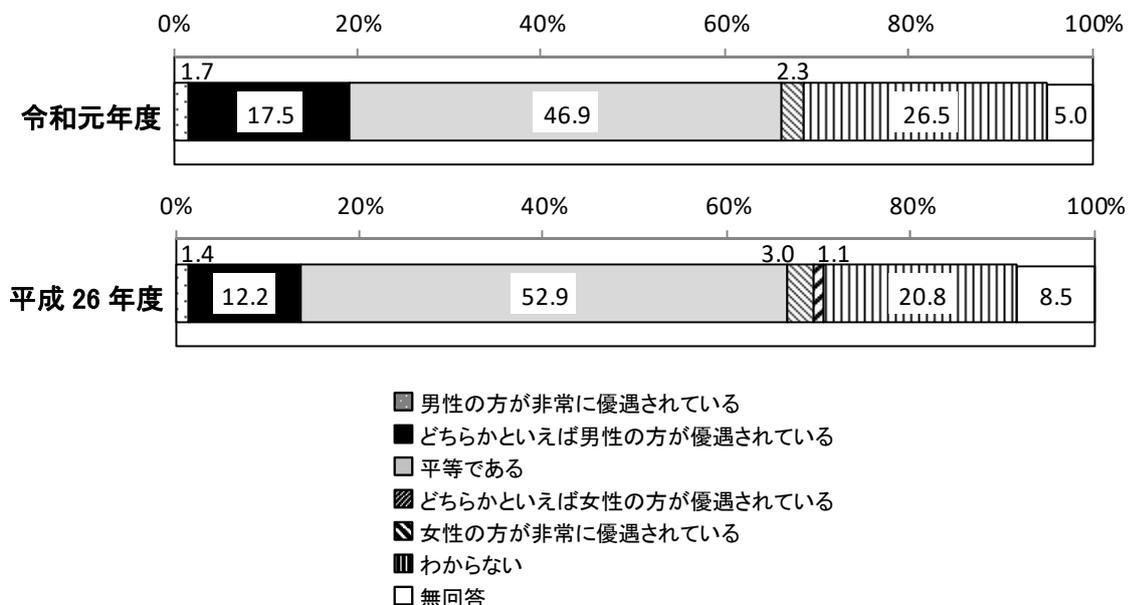
現状・課題

誰もが性別にとらわれず、互いに尊重し合い、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画意識を育てていくことが重要です。

子どもたちが、多様な職業があるなかで男子向きや女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、主体的に将来の職業を選択できることが重要です。また、性別によって将来の夢をあきらめることがないような学習機会も必要です。

今後も引き続き男女共同参画についての理解を促進し、次世代を担う子どもたちが主体的で多様な生き方を選択できるよう、学校・地域・家庭において、相互の連携を図りつつ推進することが必要です。

図 学校教育の場における平等感



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

男女共同参画社会を実現するため、子どもの頃から男女共同参画意識を身につけ、行動できるよう、人権を尊重する感性を育みながら、固定的ではなく、一人ひとりが持つ個性や能力が発揮できる教育を充実します。

また、学校、地域、家庭の連携による男女共同参画の理念を踏まえた教育を促進します。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性	
施策7 保育所（園）・幼稚園における男女共同参画教育の推進				
1	男女共同参画の視点に立った保育の実践研究事業	○年間の計画の中で男女共同参画の推進に向けた人権保育・障がい児保育等の各研修会を実施します。 ○性別にかかわらない保育活動を推進します。 ○男女共同参画の視点にたって教材・絵本を点検します。	保育課	継続
2	幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の推進	○園児一人ひとりの基本的人権の尊重と男女共同参画に視点を置き、園生活の中で道徳性やルールが身に付けられるよう、幼児教育を推進します。 ○教職員の意識向上が図れるよう研修を実施します。	保育課	継続
施策8 学校における男女共同参画教育の推進				
3	学校における男女共同参画の視点に立った教育の推進	児童生徒が、各教科や総合的な学習の時間の中で、いのちの大切さ、個性の尊重、男女の平等や相互理解などについての学習を進めます。 また、教職員の指導方法の工夫・改善に向けた研究活動の取り組みを支援します。 ○教職員研修の充実 ○自立と共生に向け、性別にとられない教育活動の推進	学校教育課	継続

事業		事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
4	心身の健康と安全 に関わる教育の充 実	<p>学校教育の中で発達段階に応じ、喫煙・飲酒についての健康被害やHIV/AIDS、性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識・情報の提供を行います。</p> <p>また、健康な身体づくりを支援できる取り組みを進めます。</p> <p>さらに、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、食育の推進に努めます。</p> <p>○発達段階に応じた喫煙・薬物乱用防止及び性教育等の実施</p> <p>○収穫や料理など体験を通じた食育の普及啓発</p>	学校教育課	継続

個人や家庭の役割

- 保護者自身が男女共同参画社会づくりに関心を持ちましょう。
- 子どもに対して、性別による固定的な考え方を押し付けていないか確認しましょう。
- 性別による固定観念ではなく、子ども一人ひとりの能力を大切に育みましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- 子どもの性別にかかわらず、子ども一人ひとりを地域社会全体で育てる意識を持ちましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
保育所（園）における男女共同参画の内容を含む研修の実施回数【保育課】	—	年1回以上
幼稚園における男女共同参画の内容を含む研修の実施回数【保育課】	—	年1回以上

基本目標 2 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり

【女性活躍推進計画】

重点プラン 3 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

現状・課題

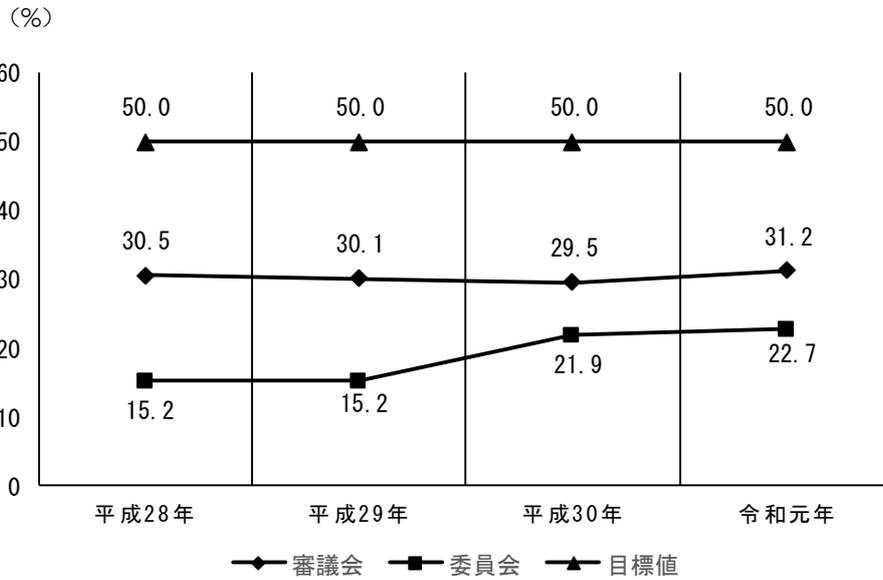
男女が対等な立場に立ち、あらゆる分野に参画する機会が確保されること、一人ひとりが社会における責任を果たしていくことが必要です。

本市では、審議会での女性の登用や女性職員の管理職への積極的登用などを進めてきましたが、実際には審議会の女性委員比率は近年一定の割合で推移している状況です。また、地域活動でも自治会長に女性が就いておらず、地域活動の方針決定の場に女性が参画することが難しくなっています。

そこで、政策・方針決定過程における女性の役割や参画することによる効果などをわかりやすく啓発し、地域社会全体の意識を変革する働きかけが必要です。

また、女性が働きやすい職場は、男性も働きやすい環境であるということを事業者へ働きかけ、誰もがその能力を十分に発揮できる環境づくりのため、ダイバーシティ（多様性）の推進に取り組むことが重要です。

図 審議会などにおける女性委員比率の推移



資料：人権啓発課

表 防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があること

単位：%

	避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策）	避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点が入ること	避妊の把握、支給する際の配慮	乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮	災害時の救急医療体制（診察・治療体制、妊産婦）	被災者に対する相談体制	被災者に対する相談体制	対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること	参画すること	防災計画・復興計画策定過程、防災会議に女性が参画すること	その他	無回答
全体 (N = 343)	75.2	30.6		52.8	41.1	12.5	25.4	10.2	0.6	4.4		
女性 (N = 195)	74.4	30.8		55.9	39.0	10.3	27.2	9.7	0.5	3.6		
男性 (N = 145)	76.6	31.0		49.0	43.4	15.9	22.8	11.0	0.7	4.8		

資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

女性の方針決定過程への参画の必要性や効果について周知を図り、審議会等への女性の登用や地域活動や事業所での方針決定過程への女性の参画を促進します。特に、近年災害により各地で甚大な被害が生じていることから、地域活動における男女共同参画の推進を図り、平時から男女共同参画の視点を持ち、緊急時に備えます。

また、ワーク・ライフ・バランスについて事業所を中心に働きかけ、女性が参画しやすい環境づくりを促進します。

さらに、男女ともに意識や行動の改革を促せるよう、教育・学習機会の充実を図ります。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策9 市の審議会等への女性の積極的登用			
1	市の審議会等への女性の積極的登用	政策・方針決定の場に男女が対等に参画し意見を反映させるため、「審議会等の設置及び公開に関する指針」を遵守するよう全庁に周知し、「審議会等への女性の登用推進方策」に基づく事前協議を行い、女性の積極的登用を促進します。	企画調整課 人権啓発課 継続
施策10 市の女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用			
2	市女性職員の管理監督職への積極的登用	能力実績主義を基本に「亀岡市人材育成基本方針」も踏まえ、定期人事異動における女性の管理監督職への登用を積極的に図ります。	人事課 継続
施策11 学校運営体制における男女共同参画の推進			
3	学校運営における男女共同参画の推進	女性教職員の能力・意欲に基づき、管理職への登用を促進します。	教育総務課 継続

事業		事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
施策12 企業・各種団体・地域活動における意思決定の場への参画促進				
4	企業・事業所等への啓発・情報提供	○市内企業・事業所の経営者(雇用者)に対して、女性の職域拡大、管理職への登用、女性能力開発のための研修機会の拡充を図るための啓発、情報提供を行います。 ○人権啓発推進協議会企業部会による人権教育を開催します。(年1回)	商工観光課	継続
5	ゆう・あい地域講座の開催	各自治会で講座を開催し、女性の意思決定の場への参画促進など男女共同参画について啓発を行います。	人権啓発課	継続
6	地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進	自治会、PTA、農業関連等の各種団体における意思決定の場への女性の参画を促進します。	自治防災課 農業委員会 農林振興課 社会教育課	継続
施策13 ポジティブ・アクション※の推進				
7	ポジティブ・アクション(積極的改善措置)についての啓発・情報提供	ポジティブ・アクションの促進に向けて、情報紙や市ホームページ等を利用して情報提供を行います。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- ・性別にかかわらず政策・方針決定過程へ積極的に参画していく意識を持ちましょう。
- ・政策・方針決定過程へ積極的に参画するため、学習の機会を積極的に活用し、自らの能力向上に努めましょう。
- ・配偶者など身近な女性の参画意欲に対する理解を深め、協力しましょう。

※ポジティブ・アクション：積極的改善措置。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が該当する。

【地域】

- 性別にかかわらず、方針決定過程へは適切な人材を活用し、参画しやすい活動方法を検討しましょう。
- 男女ともに参画しやすい会議の運営方法を検討しましょう。

【事業者】

- 性別にかかわらず、個人の能力に応じた方針決定過程への参画を進めましょう。
- 管理職登用のための評価基準を男女同一にし、女性の管理職登用を進めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
審議会等の女性委員の比率【企画調整課・人権啓発課】	31.5%	50.0%
女性委員のいない審議会等を解消【企画調整課・人権啓発課】	2	0
管理監督者に占める女性職員の割合【人事課】	32.9%	40.0%以上
小学校（義務教育学校前期課程含む）における女性管理職の登用率【教育総務課】	22.2%	40.0%
中学校（義務教育学校後期課程含む）における女性管理職の登用率【教育総務課】	12.5%	20.0%
企業における人権講座開催回数【商工観光課、人権啓発課】	年1回	年1回以上
ポジティブ・アクションに向けたチラシ配布回数【商工観光課、人権啓発課】	年1回	年1回以上
ゆう・あい地域講座でのアンケート結果「男女共同参画の意識が高まった」の割合【人権啓発課】	98%	80%以上
女性農業委員数【農業委員会】	10人	10人
啓発資料等の配布回数【社会教育課】	—	年1回

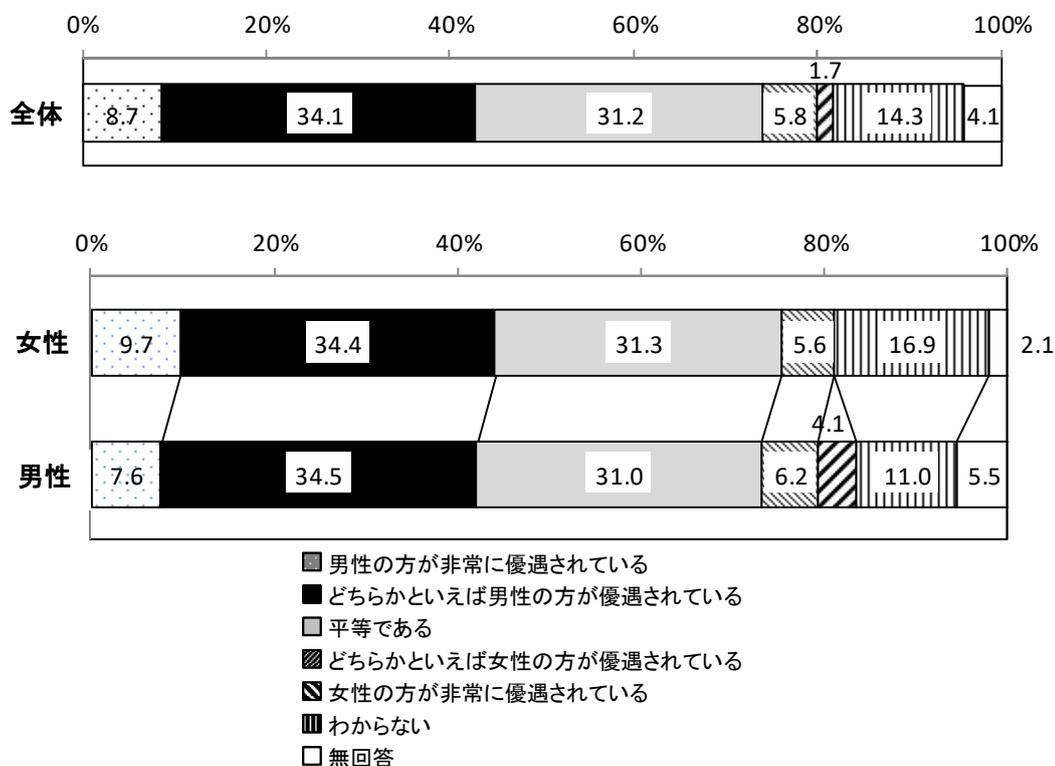
重点プラン4 就労の場における男女共同参画の推進

現状・課題

女性も男性も働きたいと思っているすべての人が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できることが重要です。

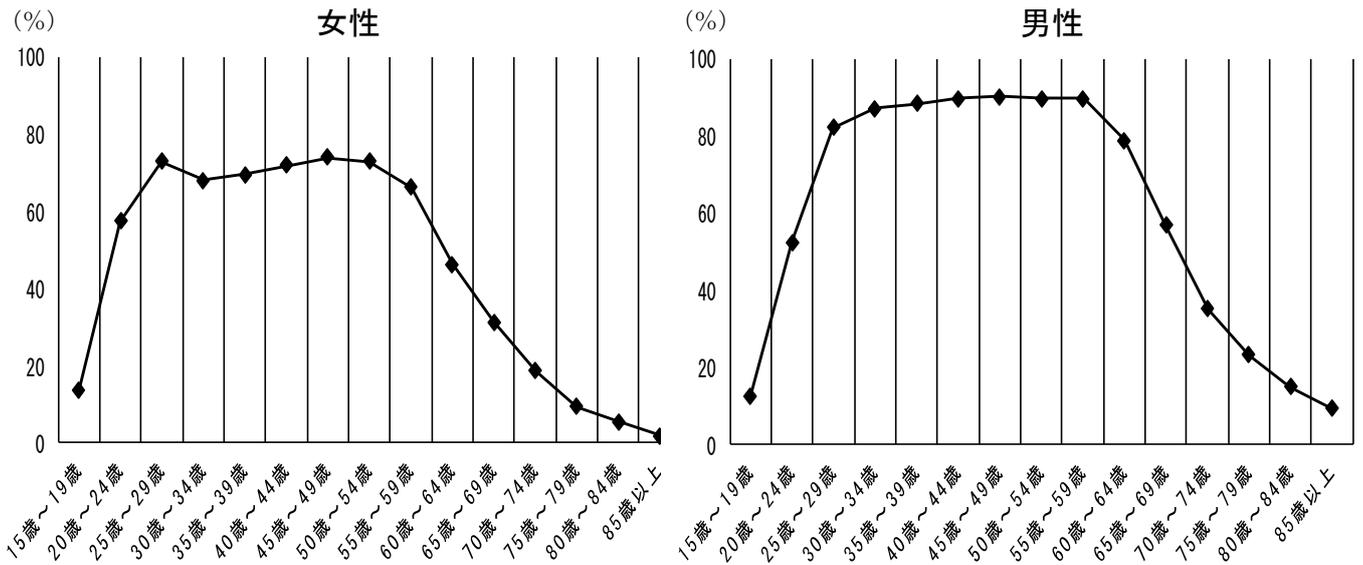
意識調査では、男女がともに働きやすい環境をつくるために必要なことについて、「育児・介護休業などの休業中に所得補償があること」が40.2%と最も多く、「一度、職を離れても、子育て後には職場復帰しやすくすること」が25.7%、「保育サービスなどの子育て支援策を充実すること」が25.1%となっています。女性活躍推進など職場における男女共同参画実現のためには、女性だけでなく、男性や管理職、事業主の積極的な取り組みが欠かせません。性別を理由とする差別的取扱いや昇進・昇格の格差の是正、男女間の賃金格差の解消など、雇用の均等な機会及び待遇の確保が必要です。

図 職場での男女平等感



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

図 亀岡市における女性の年齢別就業率の推移（平成 27 年）



資料：国勢調査

表 男女がともに働きやすい環境をつくるために必要なことについて

単位：%

	育児・介護休業などの休業中に所得保障があること	保育サービスなどの子育て支援策を充実すること	地域で自主的な子育てやネットワークをつくること	在宅勤務やフレックスタイトム制など柔軟な働き方ができること	長時間労働を容認する職場の雰囲気是正すること	介護負担を軽減するための介護サービスを充実すること	一度、職を離れても、子育て後には職場復帰しやすいこと
全体 (N = 343)	40.2	25.1	6.1	21.0	20.4	11.4	25.7
女性 (N = 195)	40.0	21.5	4.6	21.5	19.5	10.3	25.1
男性 (N = 145)	40.0	30.3	8.3	20.7	22.1	12.4	26.9

	再就職、再チャレンジに関する施策が充実すること	セクシユアル・ハラズメントなど職場の中の性的な嫌がらせをなくすこと	家族の積極的な支援や協力があること	男女の待遇を均等にすること	パート・アルバイトなどの待遇を改善すること	その他	わからない	無回答
全体 (N = 343)	12.0	6.4	16.9	10.5	13.1	0.3	2.9	15.2
女性 (N = 195)	10.8	6.7	19.0	8.2	14.4	0.5	4.1	15.9
男性 (N = 145)	13.1	6.2	14.5	13.8	11.0	0.0	0.7	14.5

資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

男女雇用機会均等法など法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、労働者が性別により差別されることなく、働きやすく、能力を發揮できる職場環境づくりを促進します。

また、女性が出産・育児を経験しながら、生涯にわたって継続就業・再就職するなど、労働者がライフスタイルに応じて、多様な選択を可能にする労働者自身の能力開発に向けて、必要な知識・技術の習得のための情報提供や相談体制の充実に努めます。

農業従事者については、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定*について理解の促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進にも努めます。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性	
施策14 雇用の場における男女共同参画の促進				
1	男女雇用機会均等法など労働関連の法律や制度の周知	市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、男女共同参画を推進するため、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知します。	商工観光課 人権啓発課	継続
施策15 農林業・自営業における男女共同参画の推進				
2	第3次亀岡市元気農業プランの推進	朝市や加工グループ等への男女共同参画の推進するために、情報提供等を行い支援します。伝統食、郷土食等の保存・継承・啓発活動を行う中で、性別問わず参加者を募り、男女共同参画の推進を行います。	農林振興課	継続
施策16 多様な就業機会の確保に向けた支援				
3	男女雇用機会均等法など労働関連の法律や制度の周知（再掲）	市内企業・事業所の経営者（雇用者）に対し、男女共同参画を推進するため、セミナーや情報紙などにより、企業体制の整備と働く女性の人権、地位向上に向け、法制度を周知します。	商工観光課 人権啓発課	継続

※家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、経営内において家族一人ひとりの役割と責任を明確にするなど、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

事業		事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
4	小学校給食の提供	市内17小学校及び義務教育学校（前期課程）の学校給食の提供を行います。	学校給食センター	継続
施策17 能力発揮のための学習機会の提供・情報提供				
5	エンパワーメント※・スキルアップ講座の開催	キャリアやライフプラン、自己表現など職業能力を開発・向上させる講座を開催します。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- ・男女がともに、育児・介護休業制度等を積極的に利用しましょう。
- ・学習の機会を積極的に活用し、自らの能力向上に努め、性別にとらわれることなく、個性や能力を十分に発揮しましょう。
- ・結婚・出産による退職を前提とせず、多様な働き方がないか男女ともに考えてみましょう。
- ・性別にかかわらず働きやすい環境づくりをしましょう。

地域・職場の役割

【事業者】

- ・労働条件や評価基準が性別によって区別されていないか確認し、見直しましょう。
- ・男女雇用機会均等法などの法令を遵守し、採用・配置・昇進などで男女の差別的な取り扱いをしないようにしましょう。
- ・男女がともに育児・介護休業制度等を利用できるような職場環境づくりに努めましょう。
- ・テレワークの導入やオンラインの活用など多様な働き方への対応を検討しましょう。
- ・研修機会の充実や学習・資格取得の奨励など、能力向上のための機会を充実し、研修などに参加しやすい職場環境づくりに努めましょう。

※エンパワーメント：女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
企業における人権講座開催回数（再掲）【商工観光課、人権啓発課】	年1回	年1回以上
ポジティブ・アクションに向けたチラシ配布回数（再掲）【商工観光課、人権啓発課】	年1回	年1回以上
庁内男性職員の育児休業取得率【人事課】	4.3%	5.0%以上
庁内年次有給休暇の取得日数【人事課】	8日	10日
ふるさと料理塾開催回数【農林振興課】	年3回	年5回
エンパワーメントセミナー・スキルアップセミナーの開催回数【人権啓発課】	—	年2回以上

重点プラン5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり

現状・課題

男女共同参画の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会を目指すことです。そのためにも、男性が積極的に働き方の見直しを進めるとともに、家事や育児、介護等のいわゆる「ケア労働」や地域活動等へより参画していくことが重要です。

意識調査では、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が45.5%と最も多く、「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が42.9%、「労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにすること」が36.7%となっています。

男性の家事・育児・介護等への積極的な参画は、職場以外にも活躍の場をつくることとなり、人生の選択の幅をひろげることになります。

長時間労働の削減など男性中心型の労働慣行の変革や仕事と家庭の両立支援制度の充実等の職場環境整備を促すとともに、一人ひとりの意識や行動の変化が必要です。

表 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なこと

単位：%

	男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと	男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること	社会のなかで、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること	労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにすること	男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
全体 (N = 343)	31.5	7.9	45.5	26.5	26.5	36.7	10.5
女性 (N = 195)	35.9	8.7	43.6	30.3	26.7	34.4	13.3
男性 (N = 145)	26.2	6.9	48.3	21.4	26.2	40.7	6.2

	を高めること	国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること	男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること	男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること	家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること	男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を深めること	その他	特に対策の必要はない	無回答
全 体 (N = 343)	7.0	6.4	7.0	42.9	2.6	2.3	1.5		
女 性 (N = 195)	4.6	6.7	6.7	47.2	2.6	1.5	1.0		
男 性 (N = 145)	10.3	5.5	7.6	37.2	2.8	2.8	2.1		

資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

性別にかかわらず仕事と生活の調和がとれたものとなるよう、家族が協力して家事・育児・介護などを担う必要と責任の重要性を啓発するとともに、知識や技術の習得機会の提供に努めます。

また、男女がともに働きながら家庭生活に積極的に参加できるよう、育児・介護休業制度などの利用促進を図るとともに、これらに対応した相談体制の充実を図ります。

事業所に対しては、ワーク・ライフ・バランスが企業や経済社会の活性化につながり、有用なものであるとの認識を促し、取り組みを支援します。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策18 男女が子育て・介護を担える環境づくり			
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進	亀岡市イクボスプロジェクトにより、事業者へ育児・介護休業の制度利用促進のための啓発や情報提供を行います。 また、固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参加を促進します。	人権啓発課 継続

事業	事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
施策19 総合的な子育て支援			
2	保育サービス	保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化によるニーズに対応するため、一時保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育の実施による子育て支援を行います。	保育課 充実
3	地域ぐるみの子育て支援	子育て家庭の孤立化や負担感の解消を図るため、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を展開する中で、親子の居場所づくりや子育て情報の発信・提供、育児不安等への相談対応を行うとともに、ファミリーサポート事業の充実を図ります。	子育て支援課 継続
4	亀岡市放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、働く世代の子育てを支援する施策の一環として、市内全校区において放課後児童会を開設します。	社会教育課 充実
5	亀岡生き物大学	亀岡の豊かな自然の中での親子活動を通じ、性別にとらわれない学びの場を提供します。	市民力推進課 継続
施策20 男女がともに豊かな高齢期をおくる条件整備			
6	亀岡市さわやか教室	高齢者が地域社会の一員であることの自覚を持ち、自らの生きがいのある人生を目指し、その時代にふさわしい社会的能力を伸ばすため、教室を開催し、学習機会や交流の機会を提供します。	社会教育課 継続
施策21 家庭における男女共同参画の啓発			
7	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進（再掲）	亀岡市イクボスプロジェクトにより、事業者へ育児・介護休業の制度利用促進のための啓発や情報提供を行います。 また、固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参加を促進します。	人権啓発課 継続

個人や家庭の役割

- 家庭での固定的な性別役割分担を見直しましょう。
- 男女がともに負担なく仕事と生活の調和がとれる働き方について考えましょう。
- 性別にかかわらず家族が協力して、家事や育児、介護を行いましょ。
- 男女がともに、育児・介護休業制度等を積極的に利用しましょ。

地域・職場の役割

【地域】

- 地域社会全体でワーク・ライフ・バランスに対する意識改革をしましょ。

【事業者】

- ワーク・ライフ・バランスが企業の生産性や経済の活性化に有効なものであることを理解し、尊重しましょ。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
企業を対象としたイクボス講座の開催回数【人権啓発課】	—	年1回以上
家庭生活において男女が平等であるという意識【人権啓発課】	31.8%	40.0%
「男は仕事、女は家庭のことを主に担う」という考え方に、同感しない市民の割合（再掲）【人権啓発課】	56.9%	60.0%
庁内男性職員の育児休業取得率（再掲）【人事課】	4.3%	5.0%以上
庁内年次有給休暇の取得日数（再掲）【人事課】	8日	10日
親子活動の場の提供【市民力推進課】	年30回 参加者数 846人	年20回 参加者数 1,000人

重点プラン6 ハラスメント防止に向けた取組の実施

現状・課題

職場におけるセクシュアル・ハラスメント※やマタニティ・ハラスメント※、パワーハラスメント※等のハラスメントは、重大な人権侵害であり、無意識の言動がハラスメントに繋がる場合もあります。また、自分自身が加害者となる可能性もあります。こうしたハラスメントは、個人の性格や考え方、価値観によるところが大きく、性別や年齢、生活環境など個々のあらゆる違いがきっかけとなり発生します。

ハラスメントを撲滅することは、働く人々にとっての人権尊重を進めることであり、ひいては女性活躍の推進や男女共同参画の推進にもつながるため、市や事業所等の積極的かつ継続的な取り組みが必要です。

方向性

あらゆる価値観を認め、互いの人格を尊重し合う社会の実現に向け、市民・事業者に対して啓発を行います。特に事業者は、雇用者として労働者の人権を守る責任を負うことから、関係機関と連携しながら周知・啓発を進めます。

※セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義されている。

※マタニティ・ハラスメント：働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めや自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。

※パワー・ハラスメント：職権などの優位にある権限を背景に、本来の業務範囲を超え継続的に相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させるあるいは雇用不安を与えること。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策22 職場におけるハラスメント防止対策の推進			
1	ハラスメント防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等あらゆるハラスメント防止のため、情報紙、ホームページへの掲載等の情報提供、ゆう・あいフォーラムやゆう・あいセミナー等で啓発を行います。	人権啓発課 新規
2	セクシュアル・ハラスメント等防止のための市職員研修の充実、相談体制の確立	○セクシュアル・ハラスメント防止のための情報提供を行います。 ○セクシュアル・ハラスメント防止のための職員研修を行います。 ○相談窓口を中心とした体制の整備・確立	人事課 継続

個人や家庭の役割

- ・様々なハラスメントが存在することを認識し、普段の発言等に気をつけましょう。

地域・職場の役割

【職場】

- ・ハラスメントのない職場環境をつくりましょう。
- ・職場内のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の現状を正確に把握し、被害が生じた場合は適切に対応しましょう。

目標指標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
ハラスメント防止のための情報提供の回数 【人権啓発課】	—	年1回以上
セクシュアル・ハラスメント防止のための市職員研修の実施回数【人事課】	年1回	年1回

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

重点プラン7 男女の視点を取り入れた市民活動・地域防災活動の推進

現状・課題

地域の多様なニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。

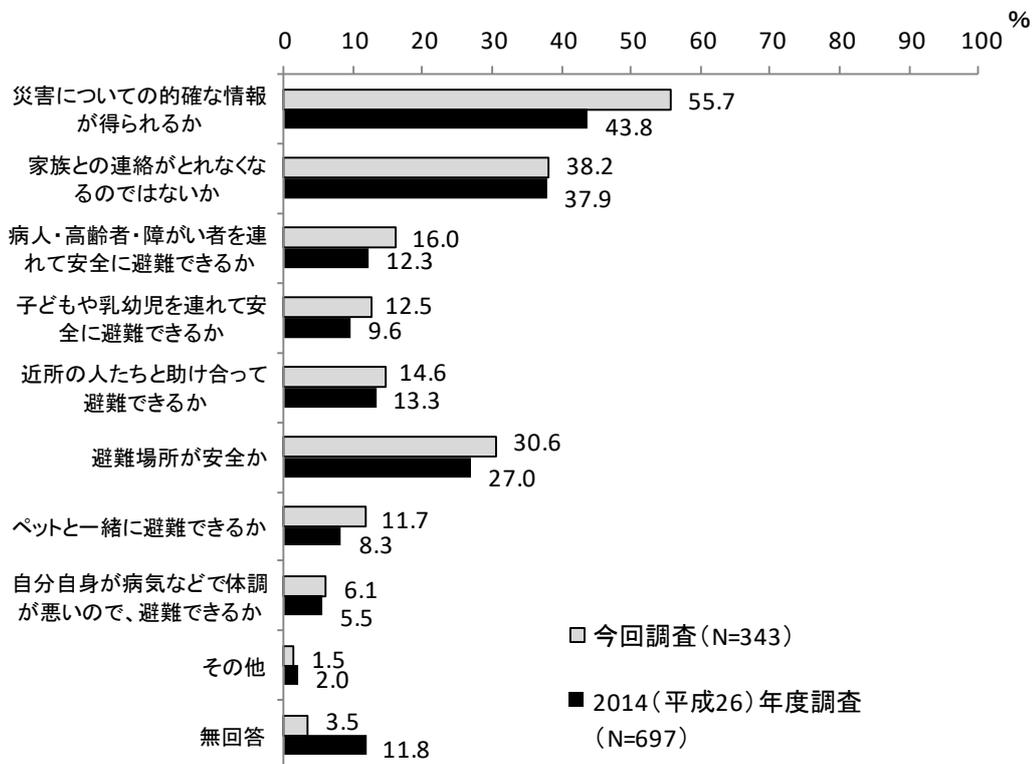
災害時は、普段の生活で身につけてしまった固定的な性別役割分担意識が強化され、女性へ家事・育児・介護等の家庭責任が集中したり、男性は避難所運営等のリーダーの役割を担わされやすくなります。

意識調査では、防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があることについて、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策）」が75.2%、「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が52.8%、「災害時の救急医療体制（診察・治療体制、妊産婦）」が41.1%となっています。

災害時の避難所では、女性用トイレや生理用品の不足、女性等に対する性暴力等があったという事例も報告されています。

市民活動や地域の防災活動の推進にあたっては、男女共同参画の視点を持ち、様々な場面における意思決定の場に女性の参画が必要です。

図 防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があること



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

地域活動における特定の性別や年齢による固定的な役割分担を払拭し、性別にかかわらず、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を啓発し、地域活動や市民活動の促進に努めます。加えて、緊急時における地域の防災力を高めるため、普段から女性が地域において責任ある立場に就き、意見を出せるよう、啓発、学習の場の提供を行います。

また、事業所等と連携し、仕事や家庭生活と同様に地域活動へ参加できる環境づくりを推進するとともに、女性間のネットワークづくりを支援することにより、側面からも市民の活動を支援します。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性	
施策23 地域活動における男女共同参画の推進と市民団体・地域団体の活動への支援				
1	ゆう・あいセミナーの開催（再掲）	一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催します。	人権啓発課	継続
施策24 地域社会を巻き込んだ男女共同参画の周知と普及、啓発の強化				
2	ゆう・あい地域講座の開催（再掲）	各自治会で講座を開催し、女性の意思決定の場への参画促進など男女共同参画について啓発を行います。	人権啓発課	継続
施策25 男女双方の視点等に配慮した緊急時対応				
3	災害時における避難所の運営及び物資の確保	生理用品の充実やプライベートルーム等によるプライバシーの確保に努めるとともに、避難所開設要員に男女双方の視点に配慮できるよう周知を行います。	自治防災課	継続
施策26 女性グループ・ネットワークづくりへの支援				
4	男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループの交流及びネットワークづくりの支援、情報の提供、活動内容の広報支援を行います。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- 性別にかかわらず地域活動や市民活動などに関心をもち、積極的に参加しましょう。
- 家族や周りを誘って地域活動に参加しましょう。
- 地域活動や市民活動に取り組む中で、性別によって固定的に役割を分担している意識がないか、確認しましょう。
- 方針決定過程では、男女ともに積極的に発言しましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- 性別にかかわらず多様な意見を取り入れ、誰もが参加しやすい地域活動を実施しましょう。
- 役職には特定の性別の人が就くといった慣行があれば見直しましょう。
- 会議などでは、多様な人が発言できるような運営方法を検討しましょう。

【職場】

- 一人ひとりの地域活動への参加を理解し、支援しましょう。
- 事業所として地域活動に参加しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
ゆう・あいセミナーの開催回数（再掲）【人権啓発課】	—	年2回以上
ゆう・あい地域講座でのアンケート結果「男女共同参画の意識が高まった」の割合（再掲）【人権啓発課】	98%	80%以上
避難所開設要員に対する周知回数【自治防災課】	年1回	年1回
KYISS※登録団体への情報提供【人権啓発課】	—	年1回以上

※KYISS：「亀岡ゆう・あいサポートシステム」のこと。男女共同参画の視点をもって、自主的な活動団体・グループの市による登録制度（要申込）です。登録されると、市の広報紙での活動紹介や市からの情報提供が受けられ、また、イベント参加などにより団体活動の活発化、相互の連携の促進が期待されます。

重点プラン8 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人々への支援

現状・課題

ひとり親家庭、単身高齢者、障がいのある人等が、生活上の困難に陥りやすい状況にある中で、セーフティーネットの機能として、多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなる取り組みが重要です。

また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に更に複合的な困難を抱えることがあります。

このため、男女共同参画の正しい知識と理解を広め、誰もが安心して暮らせるように、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

方向性

地域や職場などあらゆる場面で、一人ひとりが主体的に社会に参画できるよう、関連する部署で連携し、多面的な支援を行います。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策27 社会的に不利な状況にある人々への支援			
1	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、日常生活を支援する各種制度の周知や、就労支援・経済的支援等に向けた事業を行います。	子育て支援課 継続
2	障がいのある人への支援	障がいのある人の自立と生活の安定のため、日常生活や社会参加を支援する事業を行います。	障がい福祉課 継続
3	児童虐待への適切な対応	児童虐待の未然防止や早期発見に取り組み、子どもの安全確保の対応や被虐待児童の自立支援や家庭支援等を、関係機関との緊密な連携のもと、迅速・的確に行います。	子育て支援課 継続

事業		事業内容	担当課	令和12年度 までの方向性
4	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた相談対応・助言を行います。	子育て支援課	継続
5	障がいのある人への相談事業	障がいのある人の特性に応じた相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課	継続
6	家庭児童相談	家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、子どもや家庭における子育て等の問題や悩みについて、相談対応・助言を行います。	子育て支援課	継続

個人や家庭の役割

- ・多様な人が、安心して暮らせるように、一人ひとりが自分で考え判断して行動しましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・困難を抱える人が地域で孤立しないよう、多様な人が発言できる運営方法を検討するとともに、地域において可能なサポートを行いましょ。

【職場】

- ・多様な考え方を取り入れることによって事業が発展することを理解し、多様な人材を組織に迎え入れましょ。

重点プラン9 生涯にわたる健康の保持と促進

現状・課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、正しい知識を持ち、相手を思いやることは、男女共同参画社会の形成ために不可欠なものです。

女性については、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化します。その特性から、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」※（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みが必要です。

方向性

性別にかかわらず、すべての人が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、意識啓発に努め、個人の健康づくりを支援します。

さらに、男女それぞれの健康課題に対応するため、正しい知識を普及するとともに、特に女性の妊娠・出産期における健康の確保に関する支援策の充実に努めます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、男女がともに正しい知識をもち、双方がより良い協力関係を保つことができるよう、啓発活動の充実による理解の促進に努めます。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策28 ライフステージに応じた健康づくりへの支援			
1	保健サービス事業	健康増進課	健康づくり情報の提供や、健（検）診、相談、予防接種等の実施により、主体的に生涯を通じた健康づくりに取り組むよう支援します。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：女性の性と生殖に関する健康と権利のこと。女性の健康を妊娠・出産にまつわるもののみとらえるのではなく、また、単に病気がないという状態のみではなく、女性自身の全生涯を通じた身体と性の健康が、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であることをさす。安全な出産調整と自己決定の確立が重要だとされる。男女が対等な立場で、社会において必要な責任を果たしながら、いきいきとした生活を送るためには、性別にかかわらず、あらゆる分野に参画する機会が確保されていることが重要となります。

事業		事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
2	妊娠期の支援	男女がともに妊娠・出産・子育てにかかわれるよう、父母ともに参加でき、体験や交流等を取り入れた教室を行います。	子育て支援課	継続
3	生涯スポーツ社会の推進と充実	○幼児期・児童期の子どもに対し、色々な種目のスポーツに親しめる機会を提供します。 ○青年期以降の全ての市民に対し、自主的なスポーツライフの実現に向けたサポートを推進します。 ○障がい者、高齢者に対し、スポーツプログラムに取り組む機会を提供します。 ○市内のスポーツ施設を整備・拡充し、スポーツ環境の質を高めます。	生涯スポーツ課	継続
施策29 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進				
4	心身の健康と安全に関わる教育の充実（再掲）	学校教育の中で発達段階に応じ、喫煙・飲酒についての健康被害やHIV／エイズ、性感染症、薬物乱用の有害性などに関する正確な知識・情報の提供を行います。 また、健康な身体づくりを支援できる取り組みを進めます。 さらに、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、食育の推進に努めます。 ○発達段階に応じた喫煙・薬物乱用防止及び性教育等の実施 ○収穫や料理など体験を通じた食育の普及啓発	学校教育課	継続
5	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する学習機会の提供	男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重し合えるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の認識を深める学習機会の提供や情報紙や市ホームページへの掲載などによる情報提供に努めます。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- 男女の心と体の違いについて正しく理解しましょう。
- 男女がともに、健康に関する正確な知識を身につけ、日頃から健康づくりに努めましょう。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女がともに学びましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- 地域における健康づくり活動を進め、男女の健康の保持・増進を支援しましょう。

【職場】

- 職場における健康管理を進めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
スポーツ大会（市及びスポーツ協会主催事業）等の参加人数【生涯スポーツ課】	12,153人	15,000人

重点プラン10 LGBTQ（性的マイノリティ）への理解促進と支援

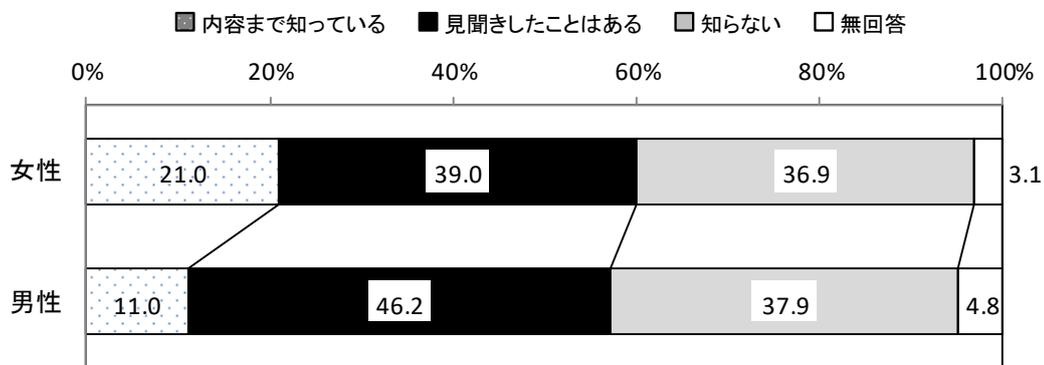
現状・課題

LGBTQ（性的マイノリティ）*の方々の性的指向や性自認は、人間が本来持っている多様性の一つであるにもかかわらず、社会的な理解が十分に深まっていないことから差別的な取り扱いなどが見受けられます。

各種団体による統計・調査では、LGBTQの割合は人口の約5～8%であると報告されており、多様な性のあり方を理解し認め合うための取り組みが必要です。

本市では、一人ひとりの人権が尊重され、平等で公正な、誰もが生きやすく、自己実現を通じて生きがいを感じられる社会を目指して「亀岡市パートナーシップ宣誓制度」を導入するとともに、LGBTQに関する正しい知識や情報の提供を行い、理解促進のための啓発活動を積極的に進めていきます。

図 LGBTQなど性的少数者を見聞きしたことがあるかについて



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

※LGBTQ（性的マイノリティ）：「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（身体の性に違和感を持つ人）、「Q」はクエスチョニング（自分自身の性を決められない、分からない、または決めない人）の頭文字をとった略語。性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的マイノリティという。

方向性

パートナーシップ宣誓制度実施により、性的マイノリティに対する社会的理解の促進を図ります。

また、男女共同参画事業等において性的マイノリティへの理解を深める取り組みを促進します。

加えて、市役所職員が性的マイノリティについて理解を深め、窓口等で性的マイノリティに配慮した対応を行えるよう、取り組みを推進します。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策30 LGBTQの人への社会的理解の促進に向けた啓発			
1	LGBTQ（性的マイノリティ）の理解促進	LGBTQに関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動を行います。	人権啓発課 新規
2	パートナーシップ宣誓制度の実施	生活を共にし、互いに協力し合うことを宣誓した、一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、宣誓証受領証を交付することで、市がパートナーシップ関係を公認します。また、パートナーシップ宣誓制度の周知を図りながら社会的理解の促進を図ります。	人権啓発課 新規

個人や家庭の役割

- 性の多様性について、積極的に学び、理解を深めましょう。
- 性は多様であることを認識した発言や行動をしましょう。

【地域】

- 地域の行事等では、性の多様性に配慮した取り組みを進めましょう。

【職場】

- 多様な性のあり方を尊重し、認め合うための取り組みを行いましょよう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
LGBTQ（性的マイノリティ）に関する情報提供 【人権啓発課】	—	年1回以上

重点プラン1 1 多文化共生社会の推進

現状・課題

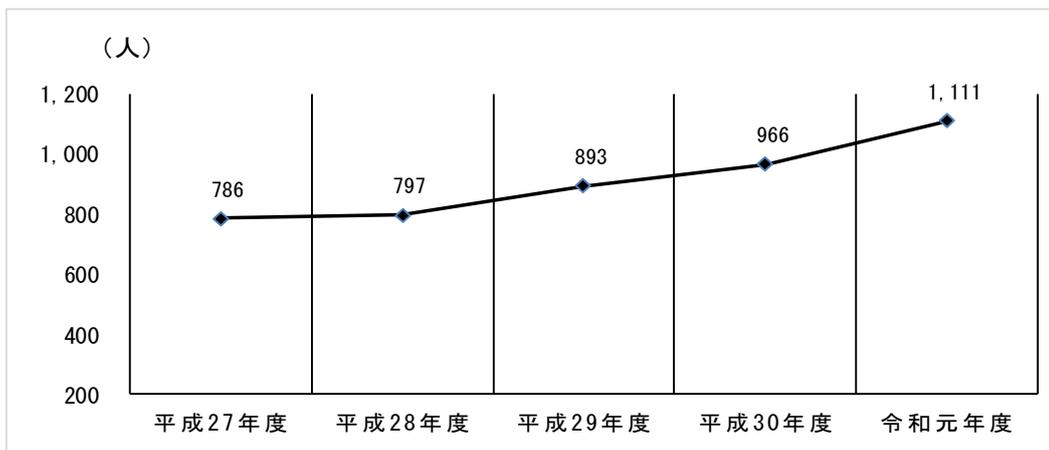
国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされており、女子差別撤廃条約をはじめ、男女共同参画に関する国際規範・基準や国際合意等に基づいて行われてきました。

平成27（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされています。

本市においても、外国人住民が暮らしており、緩やかではありますが、増加傾向にあります。国籍にかかわらず、人権が尊重され、市民同士の多文化共生を図り、相互理解を深めていく必要があります。

国際社会の動向を踏まえ、国際的な視野に立ち、多様な人材が活躍できる社会の構築に努めていく必要があります。

図 亀岡市在留外国人数



資料：法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」

方向性

国籍や性別にかかわらず、すべての人が男女共同参画社会の実現を目指し、地域で安全・安心に暮らすことができるよう、あらゆる場面で在住外国人の生活を支援します。

また、国際交流を進め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの中で、市民が国際的な視野を養うことにより、男女共同参画意識づくりを促進します。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策31 国際交流事業における男女共同参画の推進			
1	国際交流事業における男女共同参画の推進	文化国際課	継続
2	外国人※市民への支援の充実	文化国際課	新規

個人や家庭の役割

- ・世界の動きに目を向け、国際的な視野を養いましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- ・国籍や性別にかかわらず、交流する機会を持ちましょう。

【職場】

- ・国籍や性別にかかわらず、お互いを理解し、働きやすい職場づくりに努めましょう。

目標指標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
国際交流事業における男女共同参画に関するチラシ等の配布回数【文化国際課】	—	年1回以上
外国人生活相談窓口の実施【文化国際課】	—	週42時間

※外国人：多文化共生施策においては、外国籍を有する人、また、日本国籍であっても外国にルーツをもつ人を指す。

基本目標4 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

【DV対策基本計画】

重点プラン12 暴力に気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくり

現状・課題

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントは、引き続き深刻な社会問題になっています。こういった暴力の背景には、男女の固定的役割分担意識、経済力の格差及びそれに伴う支配関係等、今日の社会における男女の置かれた状況の違いなど、社会状況に根差した構造的な問題が存在しています。

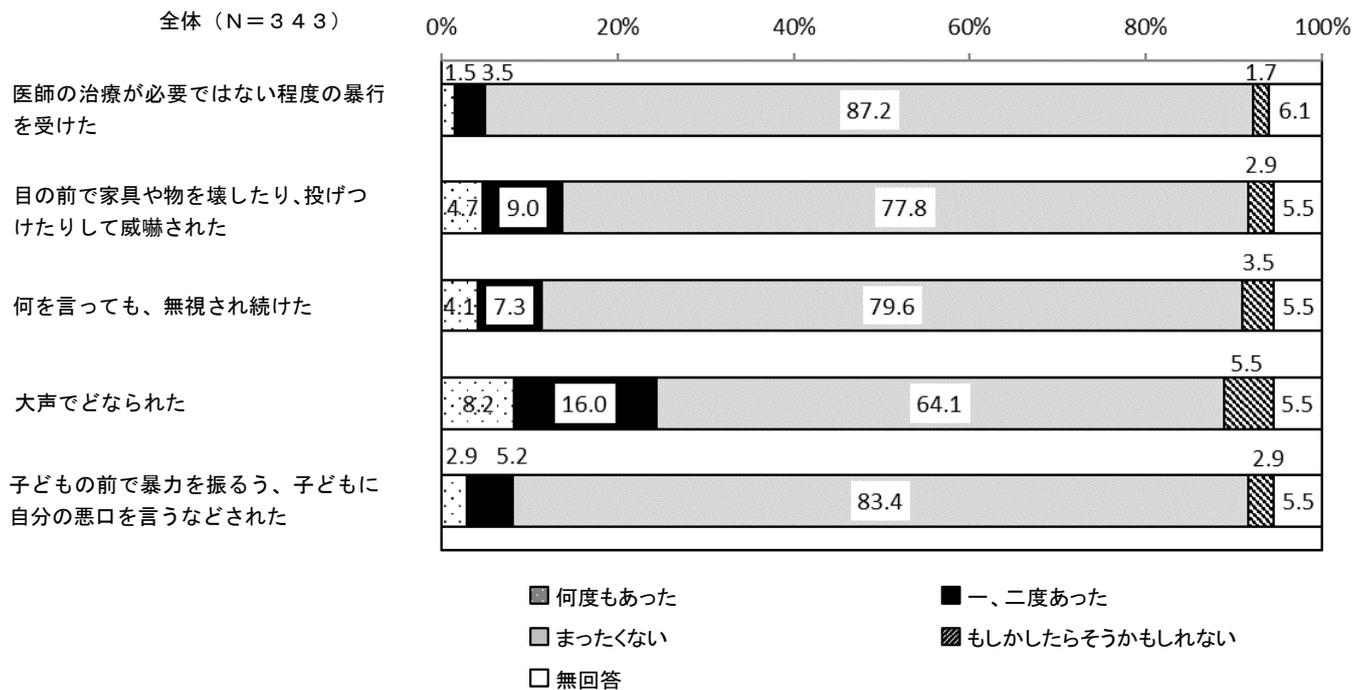
また、情報通信機器（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害はより一層多様化しています。

意識調査では、配偶者・恋人等からの暴力について、「目の前で物を壊す、無視される」といった精神的暴力をおよそ10人に1人が受けており、「大声でどなられた」といった言葉の暴力は5人に1人が受けています。その割合は男性よりも女性の方が高くなっています。

また、DVは「身体的暴力」だけでなく、「精神的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」「社会的暴力」「子どもを利用した暴力」等、その様態もさまざまです。さらに、DVは、直接被害を受けた人だけでなく、DVを目撃した子どもにも心理的に大きなダメージを与えることになり、これは児童虐待にあたります。

何が暴力にあたるのかに気づき、暴力をふるわない、許さない意識づくりのため、今後もDV防止に向けて「加害者にならない」という視点も踏まえた学習機会の提供が必要です。

図 配偶者や恋人等からの暴力被害の状況



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、関係機関と連携し、DVは重大な人権侵害であるという認識を高め、根絶する社会づくりを進めます。

また、暴力の被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、暴力への理解を促進し、対応する職員の資質の向上に努めます。

さらに、関係機関と連携して被害者の救済対策を講じます。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性	
施策32 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり				
1	ゆう・あいセミナーの開催（再掲）	一人ひとりの意識や行動の変化を促し、男女共同参画社会の実現を推進するため、男女共同参画に関する講座を開催します。	人権啓発課	継続
2	暴力を根絶するための広報・啓発活動の推進	暴力に気づき、暴力を許さない意識づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間などあらゆる機会を通して啓発活動を行います。	人権啓発課	継続

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策33 配偶者等からの暴力への対策の推進			
3	緊急時の対応マニュアルの整備	被害者からの相談や関係機関からの通報による緊急時に、即時に対応できるよう、対応マニュアルの整備を行います。	人権啓発課 充実
4	被害者の自立に向けた支援	児童とその児童を養育する女性の保護が必要な場合に、母子生活支援施設への入所により、母子の保護と自立を支援します。	子育て支援課 新規
5	被害者情報の保護	各種手続きを行う窓口等において、被害者等やその関係者の情報の漏えいを防ぐため、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧制限等、被害者の情報を保護し、安全を確保する取り組みを行います。	市民課 新規
6	DV被害者等の市営住宅への入居	市営住宅の入居募集時、DV被害者世帯を対象に含む優先世帯向け募集を行います。 また、空き部屋があり且つ緊急性の高いケースにおいて、DV被害者の市営住宅への期限付き入居を承認（地方自治法及び亀岡市財務規則における行政財産の目的外使用）し、DV被害者の生活の安定と自立の支援を行います。	建築住宅課 継続

個人や家庭の役割

- 暴力は犯罪ともなる重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さない意識を持ちましょう。
- DVに対して、正しい知識を持ちましょう。
- 男女共同参画意識を高め、男女間の対等な関係をつくりましょう。

地域・職場の役割

【地域】

- DVを許さない社会づくりに努めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
ゆう・あいセミナーの開催回数（再掲）【人権啓発課】	—	年2回以上
女性に対する暴力をなくす運動の街頭啓発の実施回数【人権啓発課】	年1回	年1回以上
配偶者等における暴力防止法の認知度【人権啓発課】	86.6%	90.0%

重点プラン13 DV被害者への相談や支援の強化

現状・課題

暴力の被害者に対しては、相談から保護・自立支援、自立後の継続的支援まで、行政と民間団体とが連携し、多様化する女性が抱える困難への対策が必要です。

新型コロナウイルス感染症拡大の背景から、家庭内の暴力が増加し、本市においてもDV被害の相談件数が大幅に増加しました。

意識調査では、配偶者・恋人等からの暴力を誰かにうちあげたり相談したりしたかについて、「どこにも相談しなかった」が54.7%、「友人や知人に相談した」が13.9%、「家族や親族に相談した」が13.1%となっています。まずは、相談につながる事が重要なため、どこにも相談しなかった被害者が半数以上いることから、声を上げやすい環境を作ることが重要です。

また、「市役所の相談窓口相談した」が1.5%、「女性相談所、女性相談員に相談した」が0.0%と、極めて少ない状況となっていることから、相談窓口の周知を相談者だけでなく、その周囲の人にも広げ、支援につなげていくことが必要です。

図 被害の相談先

単位：%

区分	有効回答数(件)	警察に連絡・相談した	人権擁護委員・法務局などに相談した	女性相談所、女性相談員に相談した	市役所の相談窓口相談した	その他の公共機関に相談した	民間の相談機関やカウンセラーに相談した	医師・カウンセラーに相談した	弁護士に相談した	学校の先生、スクールカウンセラーに相談した	家族や親族に相談した	友人や知人に相談した	その他	どこにも相談しなかった	無回答
全体	137	0.7	—	—	1.5	0.7	0.7	2.9	—	2.2	13.1	13.9	2.2	54.7	16.8
女性	96	1.0	—	—	2.1	1.0	1.0	3.1	—	2.1	16.7	14.6	3.1	53.1	14.6
男性	41	—	—	—	—	—	—	2.4	—	2.4	4.9	12.2	—	56.1	22.0

資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」(令和元年度)

方向性

公的機関による相談を一層充実させるとともに、民間団体と連携し、被害者の相談しやすい環境を整えます。

また、各種事業の開催時や SNS 等あらゆる手段により相談窓口等の周知を行います。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性	
施策34 相談体制の充実と連携の強化				
1	女性の相談室	一般相談と専門相談(法律相談、フェミニストカウンセリング)を実施し、支援を必要としている人に必要な相談窓口につなげるよう情報提供を行います。	人権啓発課	充実
2	女性の相談ネットワーク会議の開催	被害者のさまざまな問題に対し支援を行うため、警察、保健・福祉、医療などの関係機関と勉強会を開催します。	人権啓発課	継続
3	人権相談	人権擁護委員による人権相談を実施します。また、人権相談のPRを図ります。	人権啓発課	継続
4	被害者の自立支援に向けた関係機関との連携	相談事業等を取り扱っている各機関の担当者と連携を図り、相談者へ適切・迅速な対応ができるようにネットワーク会議を開催し、情報の共有化など、総合的な支援体制を充実させます。	人権啓発課	充実
5	相談窓口の周知	DV相談カードやリーフレット、市ホームページなどを活用し、相談窓口を広く市民に周知することで、相談につなげます。	人権啓発課	充実

個人や家庭の役割

- ・日頃から相談機関の情報に関心を持ちましょう。
- ・暴力等の被害を受けた場合は、一人で抱え込まず、相談機関等に相談しましょう。

【地域】

- DV で悩んでいる人に相談窓口を勧めるなど、地域全体で暴力を根絶する取り組みを進めましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
女性の相談ネットワーク会議の開催回数【人権啓発課】	年2回	年2回以上
人権相談の実施回数【人権啓発課】	月2回	月2回

基本目標 5 市民と行政の協働による男女共同参画の推進

重点プラン 1 4 男女共同参画の実効性の確保

現状・課題

男女共同参画施策の推進をより効果的に実施していくためには、計画の方向性を明確にすることが重要です。また、設定された重点プランに沿って、施策のチェックや評価を行い、課題を発見し、施策に反映していくことが必要です。

また、計画をより実効性のあるものにしていくためには、事業の内容に応じて、行政だけでなく住民・地域・学校・事業所・各種団体との連携が必要となります。

方向性

施策を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画推進本部を中心に、推進員の活動を活性化し、全庁的な取り組みを進めます。

また、住民・地域・学校・事業所・各種団体との連携を強化し、あらゆる機会をとらえた取り組みを展開します。実施される施策・事業に対しては評価を行い、その後の取り組みへ反映させます。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策35 庁内連携による計画の推進			
1	男女共同参画推進員の任命	職員の中から男女共同参画の職場づくりに向けて調査・研究を実施する男女共同参画推進員を任命し、職員一人ひとりの意識を高めます。	人権啓発課 継続
施策36 苦情処理のためのシステムづくり			
2	苦情処理制度の運用	男女共同参画に関する市の施策について、苦情や相談、性別による人権侵害を受けた場合の申出制度について、市ホームページで広く市民に周知します。	人権啓発課 継続

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性
施策37 計画の進行管理			
3	男女共同参画計画の実施計画の策定・進行管理	計画を実効性のあるものにするため、実施計画を策定するとともに、定期的に実施状況の点検・評価を行い、計画の着実な進捗を図ります。	人権啓発課 継続

個人や家庭の役割

- 男女共同参画に関する情報に関心を持ち、男女共同参画社会の必要性を理解しましょう。
- 男女共同参画事業に積極的に参画し、日常生活において学んだことを実践しましょう。

目標指標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
男女共同参画推進員会議の実施回数【人権啓発課】	—	年2回以上
実施状況の点検評価達成率【人権啓発課】	87.7%	A評価90%以上

重点プラン15 男女共同参画事業の周知

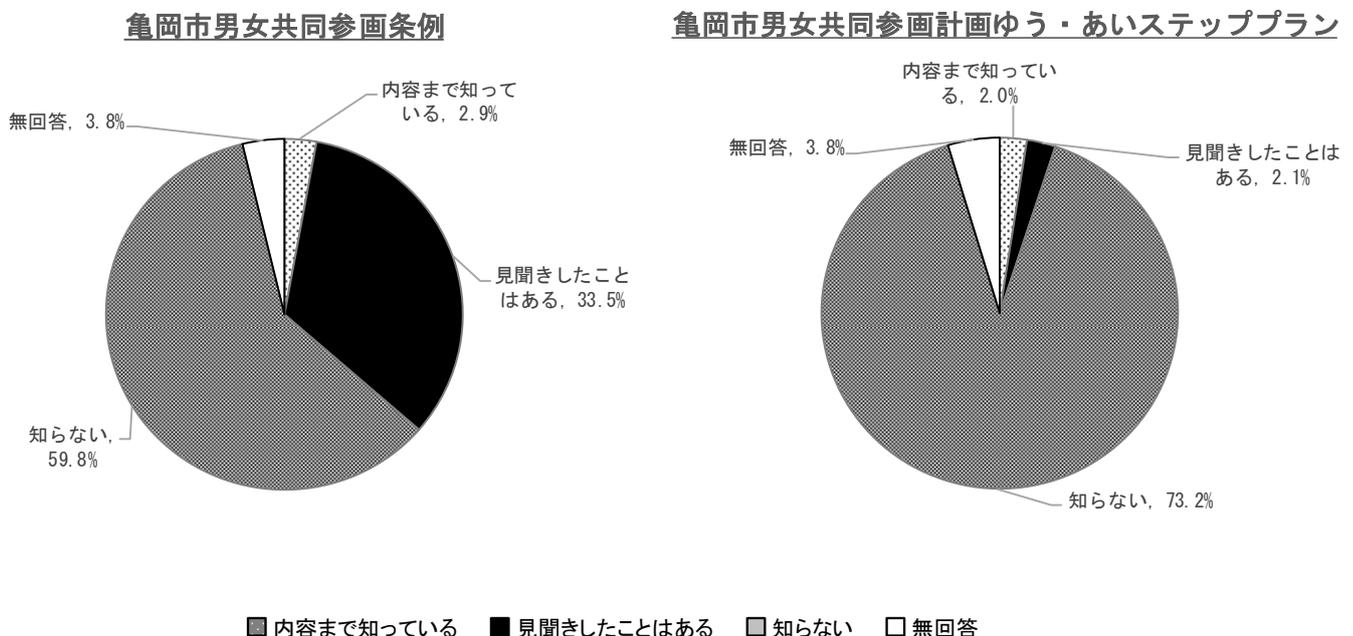
現状・課題

亀岡市では、男女共同参画事業として、市民と協働で行う啓発事業「ゆう・あいフォーラム」の開催、講座の実施、広報紙配布等による啓発活動、女性のための相談事業等の取り組みを男女共同参画社会の実現に向けて実施してきました。

しかし、意識調査では、男女共同参画に関する施策をどの程度知っているかについて、「亀岡市男女共同参画条例を知らない」が、59.8%、「亀岡市男女共同参画計画ゆう・あいステッププランを知らない」が73.2%となっており、「亀岡市がこのような活動に力を注いでいることすら知らなかった。もっと活動していることを拡散して周囲に広めないといけないと思う。」という意見も寄せられています。

このように、事業の認知度が低いことから、市民への認知度を向上するべく、より積極的な広報やあらゆる層に届くように、広報手段の多様化が必要となります。

図 男女共同参画に関する施策の認知度



資料：亀岡市「男女共同参画に関する市民の意識と実態調査」（令和元年度）

方向性

従来からの方法にとらわれず、SNS等新たな広報手段を積極的に用い、あらゆる層に事業の周知を行います。

行政の役割

事業	事業内容	担当課	令和12年度までの方向性	
施策38 男女共同参画条例の周知				
1	男女共同参画条例の普及・啓発	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画条例を広く市民や事業者等に普及させるため、男女共同参画週間やイベント事業等あらゆる機会を通して啓発活動を行います。	人権啓発課	継続
施策39 市民との協働による男女共同参画の推進				
2	地域活動、市民活動の拠点づくり	活動団体に対する行政の資金面を含む各支援及び活動促進事業や「かめおか市民活動推進センター」の相談等各事業の実施にあたって、男女共同参画の視点を含めた事業展開が行われるように推進していく。	市民力推進課	継続
3	男女共同参画推進事業「ゆう・あいフォーラム」の開催	市民との協働により、男女共同参画に関する講演会や映画上映、展示などを行う「ゆう・あいフォーラム」を開催し、グループや団体等のネットワークづくりを促進します。	人権啓発課	継続
4	男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援（再掲）	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体やグループの交流及びネットワークづくりの支援、情報の提供、活動内容の広報支援を行います。	人権啓発課	継続

個人や家庭の役割

- ・男女共同参画社会づくりの意義を理解しましょう。
- ・KYISS（亀岡ゆう・あいサポートシステム）の活動に関心を持ち、参加しましょう。
- ・行政と協働し、男女共同参画社会の推進に関する活動に取り組みましょう。

- ・地域・事業所・団体などは行政と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを展開しましょう。

目 標 指 標

成果指標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
亀岡市男女共同参画条例の認知度【人権啓発課】	36.4%	50.0%
市民活動団体への男女共同参画に関する情報提供【市民力推進課】	—	年1回
ゆう・あいフォーラムの実施【人権啓発課】	年1回	年1回
KYISS登録団体への情報提供（再掲）【人権啓発課】	—	年1回